

自治基本条例と推進委員会



自治基本条例とは、市民が自治の主体となって、常に安心していつまでも住み続けることができる個性豊かな持続性のある地域社会をつかっていくための基本的な決まりごとを定めたもので、「岸和田市の憲法」とも呼ばれる岸和田のまちづくりのためのルールです。

そして、そのルールの中で、本当にその「憲法」が、目まぐるしく変化するこの世の中に適したものになっているのかを定期的にチェックするという決まりを設けています。

このため、平成17年に自治基本条例が施行されてから、これまで5年を超えない期間ごとに、学識経験者、公共的団体の代表者や公募の市民委員で構成される「自治基本条例推進委員会」という審議会を立ち上げ、自治基本条例及び同条例に基づく制度等の検証及び見直しについて調査・審議を行ってきました。

今回は、第4期目であり、平成29年の8月から、自治基本条例推進委員会を開催し、この度、2年にわたる調査・審議を終え、令和元年7月18日に、委員会から市長に、調査・審議結果をとりまとめた建議書が提出されました。

【写真：的場委員長（左）から永野市長（右）へ建議書を提出している様子】

市長と座談会

建議書を提出後、市長と推進委員のみなさんで座談会を行いました！

自治基本条例を推進していくことにかかるそれぞれの思いや、これまでの推進委員会での議論について、みなさん熱く語っていただきました。

建議書が完成するまでの2年間、さまざまな議論が行われてきました。ぜひ、会議録や建議書をチェックしてみてください。（次ページのQRコードからホームページにアクセスできます。）



主な建議（※1）内容について

今回の建議では、自治基本条例の各条項は、本市にふさわしく社会情勢に適合しており、現時点で条項の追加規定する必要はないとされましたが、自治基本条例の各条項に基づく施策や制度等について、多種多様な分野に関して建議されましたので、一部をご紹介します。

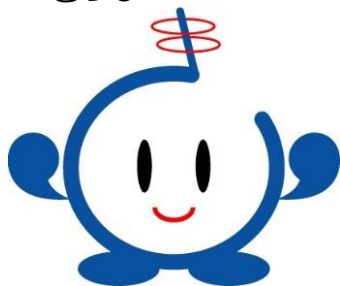
追加項目の検討結果について

- ☞ 自治基本条例の各条項は、条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるため、現時点においては、新たな条項を追加する必要はない。

検討の中での危機管理に関する規定を盛り込むべきか否かの議論の内容

- ▶ 条例への規定の有無が、防災・災害対応を左右するというものではないことから、自治基本条例上で明文化する必要はない。
- ▶ しかしながら、自助や共助の実践の中で、自然災害等の危機管理事象への備えや対応を充実化させていくためにも、危機管理に関する個別条例の策定を検討する必要がある。
- ▶ 現在ある地域防災計画等を必要に応じてより良いものにしつつ、今後もしっかりと防災・災害対応に取り組むことが必要である。
- ▶ そのためには、自治基本条例の普及及び啓発に取り組み、市民に自助や共助の大切さを理解し、それを実践してもらうことが最重要である。

協働のイメージキャラクター
きっしー



建議書本体や
会議録も
チェックしてね！



建議書等のダウンロードはこちらから

条例の前文について

- ☞ 災害時に、共助の理念に基づいて助け合いが行えるよう、自主防災組織に未加盟の町会・自治会に対し、さらなる加盟促進を行われたい。
- ☞ 災害時、実際に各マニュアルが機能するよう、引き続き情報共有の強化及び組織体制の充実に努められたい。

「職員の責務（条例第13条）」について

- ☞ 公益通報保護及び行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、引き続き適切な取組を推進されたい。

※1…「建議」とは機関等に対して意見を申し述べることをいいます。

誰もが市民参画しやすい
運営を！

「審議会等の運営（第19条）」について

- ➡ 世代や性別、国籍などの属性に関係なく、さまざまな市民の多種多様な意見を反映させるためにも、既存の方法に縛られず、夜間や休日開催も含めた審議会等のあり方や活性化について、引き続き検討されたい。
- ➡ 若者の参画促進という観点では、若者との協議の場や大学との連携など具体的な取組を検討されたい。

「情報の共有（第21条）」について

- ➡ 広報紙が重要な情報媒体であり、町会・自治会を通じて配布されることから、市民に対して町会・自治会への加盟を促進されたい。
- ➡ 広報紙以外の広報活動について、広報紙やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に加えて、時代やニーズに合った新たな取組を検討されたい。

今あるツールだけでなく、
時代や社会のニーズに
応じた取組を！

「法務（第26条）」について

- ➡ 法務担当部署の体制強化、法務担当部署の複数設置、法曹有資格者の職員採用について、本市に適した体制運営を検討されたい。

自治基本条例の推進の方策について

- ➡ 自治基本条例の普及・啓発活動について、あらゆる場面において、すべての人が自治基本条例の趣旨を踏まえて活動できるよう、引き続き取組を推進されたい。
- ➡ これまでの建議に対する取組に関して、具体的な成果を数値等で示すことができるよう、引き続き建議に対する取組とその成果の蓄積及び成果集の作成を検討されたい。

市民も職員も、自治基本条例を
知り、その趣旨を理解した上で、さ
まざまな活動に取り組んでいけるよ
う配慮を！
建議に対する取組の成果の「見え
る化」を！

自治基本条例の関連条例である

住民投票条例の改正について

- ➡ 住民投票条例第3条第2項第3号に規定する定住外国人を「引き続き3年を超えて日本に住所を有する者」から「引き続き3か月以上本市に住所を有する者」へ、条例を改めることを検討されたい。

これからの活動...



- 今回建議された内容を、市の組織全体で共有し、各課において建議内容に関するさまざまな検討、取組を進めていきます。
- また、それぞれの取組の継続的な進行管理を行っていきます。
- 平成28年度に作成した自治基本条例を学べるデジタル教材（※2）を、市内の小中学校で活用していただくなど、自治基本条例の普及・啓発に取り組んでいきます。

建議後、市長公室にて



上段左から 江藤委員 沖藤委員 西田委員

下段左から 野路委員 神谷委員 的場委員長 永野市長 岸田副委員長 植山委員 宮路委員

※2…デジタル教材（動画）の視聴はこちらから
（わかりやすく条例を解説しています！）



QRコード



お問い合わせ♪

岸和田市総合政策部企画課
住所 岸和田市岸城町7-1
TEL 072-447-6028
FAX 072-423-6749
E-mail kikaku@city.kishiwada.osaka.jp